		$\circ$
小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)	国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(抄)
沙	沙	
_	_	_

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

○ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(抄)

(内部部局)

第七条 (略)

2 · 3 (略)

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

にこれに置かれる官房及び部を除く。)には、 庁、官房、局及び部 (その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの 課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、 (以下「実施庁」という。)

6~8 (略)

でこれを定める。

(内部部局の職)

第二十一条 (略)

2 •

設置、 準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの 官房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く。)又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課 職務及び定数は、 政令でこれを定める。 官房又は部を置かない庁 (実施庁を除く。) にこれらの職に相当する職を置くときも、 同様とす

5 (略

○ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を 定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、 もつて奄美群島の自立的発展、 その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。 奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及

(振興開発計画)

2~12 (略) 第五条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

○ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)(抄)

(定義)

第四条 この法律において「小笠原諸島」とは、孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島をい う。

2

(略)